

写

24 福保高介第1672号  
平成25年2月15日

各区市町村高齢者福祉主管部長 様

東京都福祉保健局  
高齢社会対策部長 中山 政昭  
(公印省略)

## 高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について

去る2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省老健局外3局連名により、平成25年2月12日付け事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について」（以下「国事務連絡」という。）が発出されました。

つきましては、管内の高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について、下記のとおり対応いただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 防火安全体制の点検について

管内の高齢者福祉施設等において、国事務連絡等に基づき、防火安全体制の点検が早急かつ適切に行われるよう指導・助言を行うとともに、消防・建築等関係部局との連携を図りながら、点検の実施状況の把握に努めていただきますようお願いいたします。

#### 2 スプリンクラーの防火設備設置にかかる補助制度の活用について

スプリンクラーは初期消火の最も有効な消火設備のひとつです。貴職管内におけるスプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホーム等において、消防法施行令上の設置義務の有無にかかわらず、設置に努める必要があります。

都では、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設にスプリンクラーの防火設備を設置する際の補助を行っています。また、国においては介護基盤緊急整備特別対策事業の実施期限が平成25年度末まで延長されており、今後も都の補助と合わせた申請が可能です。

なお、地域密着型の施設につきましては、補助にあたり、区市町村による2分の1の補助負担が必要になります。

#### 3 添付資料

- (1) 平成25年2月12日付け事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省老健局外3局連名発出）（以下の通知等を含む）

- ア 平成25年2月12日付消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防庁予防課長名発出）
- イ 平成25年2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策室名発出）
- ウ 平成25年2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室名発出）
- エ 平成25年2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省老健局振興課・老人保健課連名発出）
- (2) スプリンクラー等の防火設備設置にかかる補助制度について

《問い合わせ先》

(防火安全体制の点検について)

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

介護保険課 介護事業者係

TEL 03-5320-4593

(スプリンクラー等の設置補助について)

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

施設支援課 施設整備係

TEL 03-5320-4252

または03-5320-4265